

◎ 納付場所

市 税 取 扱 金 融 機 関	
銀 行	愛知 大垣共立 三十三 十六 中京 名古屋 百五 みずほ 三菱UFJ りそな
信 用 金 庫	岡崎 岐阜 瀬戸 東春 東濃
農 業 協 同 組 合	尾張中央
信 用 組 合	愛知商銀 イオ
労 働 金 庫	東海
ゆうちょ銀行 ・ 郵便局	愛知・岐阜・三重・静岡県内のみ ※ゆうちょ銀行・郵便局では、納期限を 過ぎた場合は、取り扱いません。
市 役 所 出 張 所	市役所（収納課） 坂下出張所 東部市民センター 味美ふれあいセンター 高蔵寺ふれあいセンター

※名称は、合併、統廃合等により変更になる場合があります。

◎ 延滞金について

1. 延滞金の計算

納期限後に納付される場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ上限年14.6パーセント〔納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については地方税法で定める割合(上限年7.3%)〕の割合で計算した延滞金を加算して納付してください。ただし、延滞金の計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。また、その延滞金に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。

2. 延滞金の控除期間

法人市民税については、法定納期限後1年を経過した後に法人税の更正（決定）があった場合、または修正申告書を提出した場合などには延滞金の控除期間があります。詳しくは市役所財政部収納課へおたずねください。

T E L <0568> 85-6111～6118